


●東京芸術センター事件

東京地裁 令和 4 年 10 月 25 日		
平成 31(ワ)2614 商標使用料等請求事件		
当事者	原告:株式会社A 合同設計 被告:株式会社B 総合商事	判決要旨: 原告は被告との関係において、本件各物件を利用した事業及び本件各物件の管理の委託を受けた受託者にすぎず、原告が原告各商標の周知に貢献したことがあるとしても、それは受託業務の一環として位置付けられるものにすぎない、原告の被告に対する原告各商標権の権利行使は、原告の代表取締役であるAが被告の取締役を解任され、それに伴って被告の口座名義が変更されたことにより、本件各業務委託契約に基づく管理報酬が支払われなくなったことに対する対抗手段としてされたものであって、今後も原告及びその関連会社が本件各物件の事業及び管理業務を続けることを被告に承諾させる目的に基づくものと推認することができる、などとして、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認めることは、公正な競争秩序を害するといえ、権利の濫用として許されないものと解するのが相当である、とされた。
対象商標	原告商標 東京芸術センター(標準文字) 神戸芸術センター(標準文字) 福岡芸術センター(標準文字) 被告標章 	コメント: 以上のほか、被告が被告標章を使用する正当な理由があるか、原告が現に損害を被っているかなど、様々な事情が考慮されている。

●小野派一刀流事件

知財高裁 令和 4 年 8 月 22 日		
令和 4(ネ)10010 商標権侵害行為差止等請求控訴事件		
当事者	控訴人:X 被控訴人:Y1, Y2	判決要旨: 古武道の流派名そのものから成る「小野派一刀流」を古武道の流派の名称やその特徴的な形を意味するものとして用いる限りは、いわゆる商標的使用には当たらないと解され、ウェブページにおける「小野派一刀流剣術」という表示は、保存振興の対象とされている古武道の流派の名称を掲げたもので、パンフレット等における「小野派一刀流剣術」、「小野派一刀流」等の表示は、演武される古武道の流派の名称を掲げたものにすぎない(商標法)、また、「小野派一刀流」の名称は流派の名称を示すにとどまり、剣道の教授に係る周知な営業を表示するものとして使用されたと認めることはできない(不競法)、などとして商標法上、不競法上の「使用」にあたらないとされた。
対象商標	本件商標 控訴人商品等表示 小野派一刀流 被控訴人標章 小野派一刀流剣術 小野派一刀流	
結論	「使用」にあたらない(非侵害) (商標法 2 条 3 項、不競法 2 条 1 項 1 号)	